

○加東市空家活用支援事業補助金交付要綱

平成29年6月8日

告示第88号

(目的)

第1条 この告示は、空家バンク（加東市空家等情報登録制度「空家バンク」設置要綱（平成29年加東市告示第29号。以下「要綱」という。）第2条第5号に規定する空家バンクをいう。以下同じ。）に係る空家の改修に要する費用の一部を補助することにより、空家ストックの有効活用や地域の活性化を促進することを目的とする。

（平30告示104・令6告示69・一部改正）

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 要綱第2条第1号に規定する空家であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

ア 交付申請日において空家バンクに登録されていること。

イ 空家又は空住戸状態になってから6箇月以上経過していること。

ウ 築20年以上経過したもの。

エ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること。

(2) 補助金 住宅型空家活用支援事業補助金（以下「住宅型補助金」という。）、事業所型空家活用支援事業補助金（以下「事業所型補助金」という。）及び地域交流拠点型空家活用支援事業補助金（以下「地域交流拠点型補助金」という。）をいう。

(3) 若年世帯 申請日において、夫婦の満年齢の合計が80歳未満の夫婦を含む世帯をいう。

(4) 子育て世帯 申請日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある生計を一にする子ども（母子健康手帳等で出生予定であることが確認できる胎児を含む。）がいる世帯をいう。

(5) 一般世帯 若年世帯又は子育て世帯以外の世帯をいう。

(6) 地域団体等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 自治会、婦人会、まちづくり協議会その他これらに類する地域を基盤として活動する団体

イ アに掲げるもののほか、その活動内容が地域活性化に貢献するものとして市長が認

める者

- (7) 地域交流拠点 地域活動又は交流の拠点、宿泊体験施設、店舗等の地域活性化に資する用途に供する施設をいう。

(平30告示104・令6告示69・一部改正)

(住宅型補助金(一般タイプ)又は事業所型補助金(一般タイプ)の対象者)

第3条 所有者が自ら申請者となり、住宅型補助金(一般タイプ)又は事業所型補助金(一般タイプ)の交付を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の実績報告日において、加東市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 社地域の市街化区域内に存する空家を、住居若しくは事業所又は賃貸住宅若しくは賃貸事業所として活用するために改修しようとする者であること。
- (3) 市税その他市の債権に係る徴収金を世帯構成員全員が滞納していないこと。
- (4) 申請者世帯及びその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 所有者と賃貸借契約を締結した貸借人が自ら申請者となり、空家活用補助金の交付を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の実績報告日において、加東市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 社地域の市街化区域内に存する空家を借り受け、住居又は事業所として活用するために改修しようとする者であること。
- (3) 市税その他市の債権に係る徴収金を世帯構成員全員が滞納していないこと。
- (4) 申請者及びその世帯構成員が、暴力団員でないこと。

(平30告示104・令6告示69・一部改正)

(住宅型補助金(若年・子育て世帯タイプ)の対象者)

第4条 住宅型補助金(若年・子育て世帯タイプ)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条第1項に規定する住宅型補助金(一般タイプ)の対象者であって、自己の居住用の住宅として空家を取得し、活用するために改修しようとするものであること。
- (2) 申請日において、若年世帯又は子育て世帯であること。

(平30告示104・令6告示69・一部改正)

(住宅型補助金(UJIターン世帯タイプ)又は事業所型補助金(UJIターンタイプ)の対象者)

第5条 住宅型補助金(UJIターン世帯タイプ)又は事業所型補助金(UJIターンタイプ)の

交付を受けることができる者は、第3条第1項に規定する住宅型補助金（一般タイプ）又は事業所型補助金（一般タイプ）の対象者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県外に住所を有する世帯（県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過していない世帯を含む。）が空家を取得し、自己居住用の住宅として活用するために改修しようとするものであること。
- (2) 県外に住所を有する者が空家を取得し、県内1件目の自己業務用の事業所として活用するために改修しようとするものであること。

（令6告示69・追加）

（住宅型補助金（学生シェアハウスタイプ）の対象者）

第6条 住宅型補助金（学生シェアハウスタイプ）の交付を受けることができる者は、第3条に規定する住宅型補助金（一般タイプ）の対象者であって、学生向けのシェアハウスとして活用するために空家を改修しようとするものであること。

（令6告示69・追加）

（地域交流拠点型補助金の対象者）

第7条 地域交流拠点型補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の実績報告日において、地域団体等の役員全員が加東市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 加東市内に存する空家を地域団体等が地域交流拠点として活用するために改修しようとする者であること。
- (3) 市税その他市の債権に係る徴収金を地域団体等の役員全員が滞納していないこと。
- (4) 地域団体等の役員全員が、暴力団員でないこと。

（平30告示104・全改、令6告示69・旧第5条繰下・一部改正）

（住宅型補助金、事業所型補助金又は地域交流拠点型補助金の対象空家）

第8条 住宅型補助金、事業所型補助金又は地域交流拠点型補助金の交付対象となる空家は、次の各号のいずれにも該当する空家とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、社地域の市街化区域内に所在する空家であること。
- (2) 次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる条件を満たす空家であること。

ア 所有者が申請者となる場合 申請者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記さ

れている空家であること。

イ 所有者以外が申請者となる場合 次に掲げるいずれの条件も満たす空家であること。

(ア) 改修について所有者の承諾が得られていること。

(イ) 10年以上の賃借期間が担保されていること。

(ウ) 賃借期間終了後の原状回復義務が免除されていること。

(エ) 申請者が改修に係る買取請求権を放棄すること。

(3) 改修後において別表第1に定める耐震基準を満たすものとして、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の確認を受けたもの又はその他の措置により改修建築物の居住者・利用者等の安全が確保される空家であること。ただし、改修建築物が住宅と他の用途を含む場合においては、その全部について過半の用途における事業を適用し、耐震基準については、別表第1の左記以外の場合の欄に掲げる基準とする。

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合した空家であること。

(5) 下水道の集合処理区域内においては、改修前から水洗トイレが設置されている又は当該改修により水洗トイレが設置される空家であること。

(6) 下水道の集合処理区域外においては、改修前から合併処理浄化槽が設置されている又は当該改修により合併処理浄化槽が設置される空家であること。

（平30告示104・一部改正、令6告示69・旧第6条繰下・一部改正）

（住宅型補助金、事業所型補助金又は地域交流拠点型補助金の対象経費）

第9条 住宅型補助金、事業所型補助金又は地域交流拠点型補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する空家において、兵庫県の空き家活用支援事業実施要領に規定する空家の改修工事に要する経費とし、次の各号のいずれにも該当する工事に係るものとする。

(1) 交付決定以後に申請者が契約した工事であること。

(2) 交付決定以後に着工されるものであること。

(3) 建築基準法その他の法令に適合した工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助金の交付対象となる経費としない。

(1) 公共工事の施工に伴う補償対象となる経費

(2) 次のいずれかの補助金等の交付を受け、又は受ける見込みであるときは、その補助金の交付対象となる経費

ア 加東市住宅耐震化建替事業補助金交付要綱（平成27年加東市告示第59号）第6条に規定する経費

イ 加東市住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成29年加東市告示第89号）第

7 条に規定する経費

ウ 加東市住宅部分型耐震化事業補助金交付要綱（平成 28 年加東市告示第 70 号）第 7 条に規定する経費

エ 加東市防災ベッド等設置事業補助金交付要綱（平成 27 年加東市告示第 60 号）第 6 条に規定する経費

オ 加東市人生 80 年いきいき住宅助成事業実施要綱（平成 18 年加東市告示第 51 号）第 5 条に規定する経費

カ 加東市重度心身障害者（児）日常生活用具費の給付に関する要綱（平成 18 年加東市告示第 218 号）第 3 条第 2 項に規定する経費

キ 加東市エコハウス設備設置補助金交付要綱（平成 28 年加東市告示第 75 号）第 2 条に規定する経費

ク 加東市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 18 年加東市告示第 119 号）第 4 条に規定する経費

ケ 加東市水洗便所等改造資金助成規則（平成 18 年加東市規則第 123 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する経費

コ 加東市結婚新生活支援補助金交付要綱（平成 28 年加東市告示第 156 号）第 4 条に規定する経費

サ 加東市働く世代住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成 29 年加東市告示第 34 号）第 6 条に規定する経費

シ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 45 条及び第 57 条に規定する経費
（平 30 告示 104・一部改正、令 6 告示 69・旧第 7 条繰下・一部改正）

（補助金の額及び交付件数）

第 10 条 補助金の額及び補助率は、別表第 2 に定めるとおりとする。ただし、当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助の交付件数は、予算の範囲内で市長が認める数とする。

（平 30 告示 104・全改、令 6 告示 69・旧第 8 条繰下・一部改正）

（交付申請）

第 11 条 補助金の交付を受けようとする者は、加東市空家活用支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 加東市空家活用支援事業補助金交付申請事前調査書兼同意書（様式第 2 号）
- (2) 申請者世帯全員の住民票の写し
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）

- (4) 実施計画書（様式第 4 号）
- (5) 事業費内訳表（様式第 5 号）
- (6) 工事施工業者からの見積書の写し
- (7) 建物図面等
 - ア 付近案内図及び配置図
 - イ 改修前平面図
 - ウ 改修後平面図
 - エ 設備機器のカタログの写し（定価が表示されているものに限る。）
- (8) 空家の写真（外観及び改修予定の居室等）
- (9) 土地・建物の登記事項証明書（所有者が申請する場合に限る。）
- (10) 台所、浴室、便所の設備の設置年が確認できる書類
- (11) 誓約書（様式第 6 号）
- (12) 承諾書（様式第 7 号）（所有者以外が申請する場合に限る。）
- (13) 耐震性能確認書（様式第 8 号）（改修建築物が旧耐震基準の場合に限る。）
- (14) 地域団体等の登記事項証明書、定款又は約款（地域交流拠点型補助金を申請する場合に限る。）
- (15) その他市長が必要と認める書類
 - （平 3 0 告示 1 0 4 ・全改、令 6 告示 6 9 ・旧第 9 条繰下・一部改正）
 - （交付決定等）

第 1 2 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、当該申請が適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、加東市空家活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第 9 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により、当該申請が適当でないと認めたときは、加東市空家活用支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 1 0 号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助事業に着手したときは、その工事内容及び進捗状況について報告を求めることができる。

（平 3 0 告示 1 0 4 ・旧第 1 1 条繰上・一部改正、令 6 告示 6 9 ・旧第 1 0 条繰下）
（交付決定内容の変更）

第 1 3 条 交付決定者は、交付決定の内容について変更が生じたときは、加東市空家活用支援事業補助金変更交付申請書（様式第 1 1 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、当該申請が適正であると認めるときは、予算の範囲内で交付決定額の変更を決定し、加東市空家活用支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

（平30告示104・旧第12条繰上・一部改正、令6告示69・旧第11条繰下）
（補助事業の中止等）

第14条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、加東市空家活用支援事業中止（廃止）届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を審査の上、承認すべきものと認めたときは、加東市空家活用支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第14号）により、当該届出者に通知するものとする。

- 3 補助事業を中止し、又は廃止した交付決定者には、既に補助事業の一部に着手していた場合であっても、その実績に応じた補助金の交付は行わないものとする。

（平30告示104・旧第13条繰上・一部改正、令6告示69・旧第12条繰下）
（実績報告）

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、加東市空家活用支援事業実績報告書（様式第15号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第16号）
- (2) 実施報告書（様式第17号）
- (3) 申請者世帯全員の住民票の写し
- (4) 補助事業に要した経費の領収書及び請負契約書、請書又は注文書の写し
- (5) 工事写真（改修前、改修後及び工事中。工事中写真は改修後の隠蔽部分が確認できる物）
- (6) 賃貸借契約書の写し（賃貸住宅及び貸店舗として活用する場合に限り、未契約のときは、契約書の写しに代えて、契約書案及び入居者募集広告の写しを提出するものとする。）
- (7) 耐震改修工事実施確認書（様式第18号）

（平30告示104・旧第14条繰上・一部改正、令6告示69・旧第13条繰下）
（補助金の額の通知）

第16条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該実績報告が適正であると認めたときは、交付する補助金の額を加東市空家活用支援事業補助金額確定通知書（様式第19号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（平30告示104・追加、令6告示69・旧第14条繰下）

(補助金の請求及び交付)

第17条 交付決定者は、加東市空家活用支援事業補助金請求書(様式第20号)を市長に提出することにより、補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求により、補助金の交付を行うものとする。

3 補助金の交付は、一の空家につき1回限りとする。

(平30告示104・一部改正、令6告示69・旧第15条繰下)

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 交付決定の内容等に違反したとき。

(3) 補助事業を当該補助事業の実施予定期間中に着手しなかったとき。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(5) 交付決定者が暴力団員であることが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、加東市空家活用支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第21号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(平30告示104・一部改正、令6告示69・旧第16条繰下)

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該取消しの決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、加東市空家活用支援事業補助金返還命令書(様式第22号)により、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、天災地変その他交付決定者の責に帰することのできない理由又は死亡、破産、転勤等のやむを得ない事情があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(平30告示104・一部改正、令6告示69・旧第17条繰下)

(加算金及び遅延利息)

第20条 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納

付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

3 前2項の場合において、加算金又は遅延利息を計算する場合の年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(令6告示69・旧第18条繰下)

(台帳の整備)

第21条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため加東市空家活用支援事業補助金交付台帳(様式第23号)を整備するものとする。

(平30告示104・一部改正、令6告示69・旧第19条繰下)

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令6告示69・旧第20条繰下)

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(令2告示50・旧第1項・一部改正)

附 則(平成30年5月24日告示第104号)

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月31日告示第50号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第63号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づく様式(次項において「旧様式」という。)でなされた申出、申請等は、この告示による改正後の各告示に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和6年3月29日告示第69号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

（平 3 0 告示 1 0 4 ・ 一部改正、令 6 告示 6 9 ・ 旧別表 ・ 一部改正）

耐震診断区分		構造区分	耐震基準	
			改修建築物を自己の 居住の用に供する場 合	左記以外の場合
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監 修「木造住宅の耐震診断と補強方 法」又は一般財団法人日本建築防 災協会発行「2 0 1 2 年改訂版木 造住宅の耐震診断と補強方法」に よる一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が 0 . 7 以上	上部構造評点が 1 . 0 以上
(2)	市が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が 0 . 7 以上	総合評点が 1 . 0 以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨造建築物の耐震 診断指針」（1 9 9 6 年版、2 0 1 1 年版）による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標 (Is) が 0 . 3 以上	構造耐震指標 (Is) が 0 . 6 以上
(4)	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄筋コンクリート造 建築物の耐震診断基準」に定める 「第 1 次診断法」、「第 2 次診 断法」又は「第 3 次診断法」（2 0 0 1 年版）による耐震診断	鉄筋コン クリート 造		構造耐震指標 (Is) を 構造耐震判定指標 (Iso) で除した値が 1 . 0 以上
(5)	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリー ト造建築物の耐震診断基準」に定 める「第 1 次診断法」、「第 2 次 診断法」又は「第 3 次診断法」（2 0 0 9 年版）による耐震診断	鉄骨鉄筋 コンクリ ート造		
(6)	建築基準法施行令（昭和 2 5 年政 令第 3 3 8 号）第 3 章第 8 節に規	全ての構 造	構造計算により安全性が確かめられること	

(2) 住宅型 共同住宅

一般タイプ		若年・子育て世帯タイプ		UJIターン世帯タイプ		学生シェアハウスタイプ	
対象工事費	補助金額	対象工事費	補助金額	対象工事費	補助金額	対象工事費	補助金額
100万円未満	対象外	100万円未満	対象外	100万円未満	対象外	100万円未満	対象外
100万円以上150万円未満	40万円	100万円以上150万円未満	60万円	100万円以上150万円未満	60万円	100万円以上150万円未満	60万円
150万円以上200万円未満	60万円	150万円以上200万円未満	85万円	150万円以上200万円未満	85万円	150万円以上200万円未満	85万円
200万円以上	65万円	200万円以上	100万円	200万円以上	100万円	200万円以上250万円未満	110万円
						250万円以上300万円未満	135万円
						300万円以上	150万円

(3) 事業所型 一戸建ての住宅

一般タイプ		UJIターンタイプ	
対象工事費	補助金額	対象工事費	補助金額
150万円未満	対象外	150万円未満	対象外
150万円以上200万円未満	60万円	150万円以上200万円未満	85万円
200万円以上250万円未満	75万円	200万円以上250万円未満	110万円
250万円以上300万円未満	90万円	250万円以上300万円未満	135万円
300万円以上350万円未満	110万円	300万円以上350万円未満	160万円

万円未満		万円未満	
350万円以上400万円未満	125万円	350万円以上400万円未満	185万円
400万円以上450万円未満	140万円	400万円以上450万円未満	210万円
450万円以上	150万円	450万円以上	225万円

(4) 事業所型 共同住宅

一般タイプ		UJIターンタイプ	
対象工事費	補助金額	対象工事費	補助金額
150万円未満	対象外	150万円未満	対象外
150万円以上200万円未満	60万円	150万円以上200万円未満	85万円
200万円以上250万円未満	75万円	200万円以上250万円未満	110万円
250万円以上300万円未満	90万円	250万円以上300万円未満	135万円
300万円以上350万円未満	110万円	300万円以上350万円未満	160万円
350万円以上	115万円	350万円以上	175万円

(5) 地域交流拠点型 一戸建ての住宅

対象工事費	補助金額
100万円未満	対象外
100万円以上200万円未満	75万円
200万円以上400万円未満	150万円
400万円以上600万円未満	250万円
600万円以上800万円未満	350万円
800万円以上1,000万円未満	450万円
1,000万円以上	500万円

(6) 地域交流拠点型 共同住宅

対象工事費	補助金額
100万円未満	対象外

1 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	1 0 0 万円
3 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	2 0 0 万円
5 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	3 0 0 万円
7 0 0 万円以上	3 5 0 万円